

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマⅠ・Ⅱ 指摘)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
1	22	指摘	措置状況等の検証	指定管理者制度	総務部	行革分権課	指定期間の間の報酬が定額ではなく、毎年度の協定により、上限額の範囲内で指定管理者報酬が決定されている。県の都合による報酬の減額が可能な制度となり、指定管理者制度の本来の趣旨に沿わないため、報酬の固定化を検討すべきである。	厳しい財政状況が続き、予算編成におけるシーリングにより予算削減に取り組んでいる中で、指定管理者の委託料については、議会等での御意見も踏まえ、通常の維持管理経費とは切り離して、平成21年度以降、算定基礎における削減率をゼロとし、委託料が県の一方的な都合により減額されることがないように配慮している。
2	22	指摘	措置状況等の検証	指定管理者制度	総務部	行革分権課	指定管理者が変更する場合の利用料金の帰属に対する明確な指針がない。利用料金制の導入を前提とした指定管理者制度をとる以上、利用料金の期間帰属に対する指針を策定すべきである。また、各施設で採用する方法についても、担当部署以外で可否を検討し、実施状況のモニタリングを含めた実施方法の規程化が望まれる。	指定管理者が変更する場合の利用料金の期間帰属については、平成18年度の指定管理者制度導入時の対応に準じて取り扱うよう、「指定管理者制度導入及び運用に係るガイドライン」において具体的に明記する。
3	22	指摘	関連諸団体	えひめ無事故・無違反コンテスト実行委員会	県民環境部	消防防災安全課	委員会は開催されていない。従前の例により、運営されているものと思われる。	従来は、委員会の開催に替え、会則に定める「書面表決」により審議していたが、指摘を踏まえ、平成23年度からは、委員会を開催している。
4	22	指摘	関連諸団体	日本ボーイスカウト愛媛県連盟	教育委員会事務局	生涯学習課	仮受金会計という口座に、翌年度の会費等を入金し、年度初めに一般会計に入金している。期間帰属ごとに管理するために実施したものと思われるが、この口座が長年帳簿外になっており平成21年度末残高は3,646千円であった。 過去からの利息や手数料など、本来は発生年度に一般会計等の収入とすべきであったものが帳簿外の口座にたまることになる。 また、会員から会費を徴収する口座が帳簿外になることも不適當である。 緑化募金も、この勘定で集金・納付されるため、当団体の公式な帳票には全く計上されない。	仮受通帳により一時的に出入金を行っていたが、平成22年度末に廃止し、一般会計の口座で直接処理をするよう改善した。
5	22	指摘	関連諸団体	愛媛県美術館友の会	教育委員会事務局	文化財保護課	美術館内ショップからの在庫報告は入手しているが、当会で保管している商品の出入庫表が作成されていない。現在の在庫を確定するとともに、出入庫表を作成し、帳簿上の在庫と現物とを、事務局長等立会いのもとで定期的に照合する必要がある。 また、ショップでのロスを把握するために、ショップからの入金証憑である売り上げ明細入手の都度、在庫表と照合する必要がある。 特に、平成21年度末には、当会事業として約250万円をかけて愛媛県美術館の図録を作成している。開館当初は県事業として作成されていたが、予算がとれないことなどから、当会で制作・販売している。(売価は1,600円)これについては、可能な限り遡及して出庫内訳を作成することが望まれる。	保管商品の棚卸を行い、新たに入出庫表を作成した。商品に関しては毎月末照合している。また、ショップでの売り上げ明細と在庫表の照合も同時に行っている。美術館図録の出庫内訳に関しても、作成年に遡及し、商品の出入庫表にまとめて一元的に管理している。

「包括外部監査結果に対する対応検討調書」(H22年度 テーマⅠ・Ⅱ 指摘)

NO	監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
					部・局	課・室		
6	22	指摘	関連諸団体	愛媛県美術館友の会	教育委員会事務局	文化財保護課	<p>収支計算書の作成基礎である収支記録は、預金と現金を合わせて作成され、また収支の差額だけが記録されていることから、現金及び預金の残高と照合できない。預金—現金間の振替等を反映しないこと、入出金取引も比較的多い現金口座の残高を適宜照合出来ないことの2点につき問題があると思われる。</p> <p>これは、県の出納閉鎖に準じた処理方法をとったことによると思われるが、当会のような小規模団体では、県のような統制が望めないため、適宜照合可能な方法に改めるべきである。</p> <p>具体的には、現金出納簿を別途作成し、毎日残高を照合すること、現金から預金への振替など、全ての金員の異動を帳票に記録することが必要である。</p> <p>また、別途記載する入金管理も合わせて行う必要がある。</p>	<p>「現金出納簿」に代わるものとして「金銭出納帳」を整備しており、定期的に「決裁済の書類の額」と「帳簿の記帳額」を突合し、記載漏れ等が無いか確認するとともに、帳簿上の「差引残高」が「通帳の預金残高」及び「現金保有額」の合計と合っているか確認をしている。</p> <p>収支記録に関しては、差額ではなく全ての金員の移動を記録することとした。</p>
7	22	指摘	関連諸団体	第72回国民体育大会愛媛県準備委員会	企画振興部	国体準備課	<p>当準備委員会から随意契約によって事業を委託されている愛媛国体競技力強化支援募金委員会は、当準備委員会副会長でもある県体育協会長が会長となっている。</p> <p>随意契約による理由も記載されておらず、県体育協会への委託や、自主事業としない理由が不明瞭である。</p>	<p>国体に必要な資金の一部に充てるための募金活動(国体募金)については、当準備委員会が、本県ジュニア選手の育成などの競技力向上を目的とした募金活動を行う国体競技力強化支援募金委員会の協力のもと、平成17年度から推進しているところである。</p> <p>国体募金については、広く県内外の各界各層の理解と協力を得る必要があることから、県体育協会をはじめ県内企業・団体に構成する募金委員会の協力は重要と考えており、23年度以降の随意契約関係書類には契約理由を記載することとした。</p>